

全国の協賛店舗でも使用できます!

全国共通



ファミたん



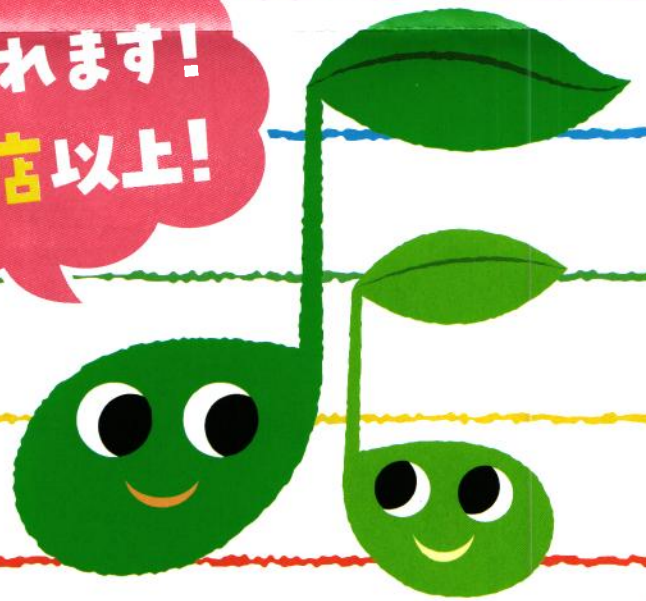
カードを知っていますか?

お得なサービスを受けられます!
 県内協賛店舗は **4,000店以上!**

サービス
 提供例

- ◆各種割引・優待サービス
- ◆ポイント付加サービス
- ◆ローンなど金利優遇 等

協賛サービスは店舗ごとに異なります。また、サービスは協賛店舗のご厚意により提供されています。



福島県子育て応援パスポート事業

ファミたんカードとは

ファミたんカードを協賛店で掲示すると、割引やプレゼントなど、様々なサービスを受けられます。

カードを利用できる方

- ◆18歳未満の子どもがいる家庭
 ※18歳に達してから最初の3月31日までが対象となります。

申請方法

- ◆お住まいの市町村で交付します。
- ◆申し込み方法は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

利用可能店舗

- ◆協賛ステッカーが目印です。

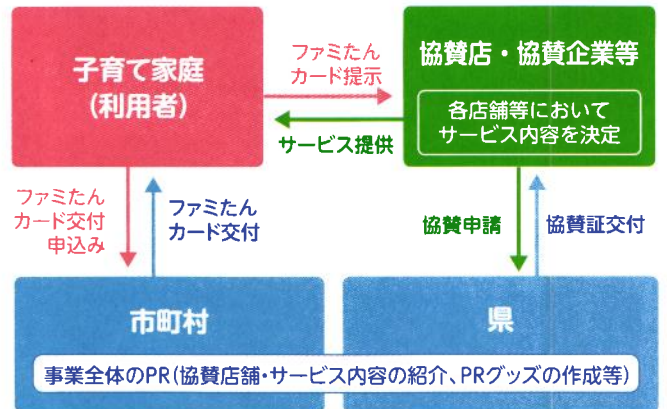
このステッカーが目印!



QRコードから協賛店舗の検索ができます!



ファミたんカードのしくみ



問い合わせ先

福島県子ども・青少年政策課 (所在地: 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号)

TEL:024-521-7198 FAX:024-521-7747 [E-mail] kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

[URL] <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/famitan.html>



(様式第1号)

「子育て応援パスポートカード」交付申込書

※カードの交付対象は「子ども」で、一人に1枚の交付が受けられます。

「子ども」とは、18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方です。

令和 年 月 日

市町村長 様

(申込者)住 所

氏 名

(電話: - -)

カード交付対象者との関係

※住民登録地と実際の居住地が異なる場合 居住地

1 この申込記載事項を確認するため、住民登録情報を閲覧されることについて承諾します。

2 交付を受けたカードは、下記の子どもとその家族のみが使用し、それ以外の者に使用させることはいたしません。

記

○パスポートカードの交付を受ける子どもの氏名等

氏 名	生年月日
	平成・令和 年 月 日
	平成・令和 年 月 日
	平成・令和 年 月 日
	平成・令和 年 月 日
	平成・令和 年 月 日

(注意事項)

- 1 カードの交付を受けた場合は、裏面の所定の位置に子どもの氏名及び生年月日を記入すること。
- 2 協賛店舗等のサービスを受ける場合は、カードを提示すること。
- 3 子どもが18歳に達した後の最初の3月31日を過ぎた場合など、カードの交付対象者でなくなった場合は、カードを市町村に返還すること。
- 4 県外に転出する場合は、返還届けとともにカードを市町村に返還すること。
- 5 協賛店舗等から不正にカードを使用した旨の通報があったときには、県の担当者が調査する場合があります。また、不正使用が認められた場合は、カードの返還を求めます。
- 6 申込書に記載された個人情報はカード交付事務に使用するほか、カードを利用する皆さんの意見を伺うためのアンケート調査等に使用することがあります。

(以下、事務使用欄)

(1) 資格を確認した資料等 (該当する資料等に○印)

住民登録	保険証	その他 (具体的に)

(2) 管理用データ

交付年月日	備考 (変更等)
・	・